

指定訪問介護サービス
予防給付型訪問サービス・生活支援型サービス
重要事項説明書

ヘルパーステーション うさぎ

指定訪問介護・指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス重要事項説明書

(令和4年10月1日現在)

この重要事項説明書は、当事業所と訪問介護サービス利用契約の締結を希望される方に対して、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35条）に基づき、事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社 美真
所 在 地	和歌山県和歌山市湊5丁目7番11号
法 人 種 別	営利法人
代 表 者	代表取締役 大橋 美紀
電 話 番 号	073-463-0621

2. 利用事業所の概要

名 称	ヘルパーステーションうさぎ
所 在 地	和歌山県和歌山市湊5丁目7番11号
事業所の種類	指定訪問介護・指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス事業所
介護保険 指定事業所番号	3070110030
開設年月日	平成25年9月30日
管理者氏名	岩井 加奈子
相談担当者氏名	岩井 加奈子
電 話 番 号	073-463-0621
事業所の通常の 事業実施地域	和歌山市

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護〔指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス〕を提供することを目的とします。

(2) 指定訪問介護の運営方針

- 一 事業所の訪問介護員等は、要介護状態〔要支援状態〕にある者に対し、その心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 三 前2項の他、事業の運営に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）を遵守します。
- 四 前3項の他、事業の運営に当たっては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35条）を遵守します。

4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービス〔指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス〕を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1名	職員の指導監督等
2. サービス提供責任者	2	1		3名	訪問介護〔介護予防訪問介護〕計画の作成等
3. 訪問介護員	14	9		2.5名	指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕サービスの提供等
(1)介護福祉士	8	6			
(2)介護職員基礎研修終了者	2				
(3)訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者	1				
(4)介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者	5	4			

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

6. 指定訪問介護サービス〔指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス〕の概要

I 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で訪問介護計画に定めます。

＜指定訪問介護サービス〔指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス〕の内容＞

サービス区分と種類		サービスの内容
身 体 介 護	移動の介助	移動の介助を行います。
	食事介助	環境整備、栄養管理、食事の介助を行います。
	排泄介助	排泄の介助、オムツの交換を行います。
	入浴介助	入浴の介助を行います。
	清拭	入浴が困難な方を対象に体を拭きます。
	洗髪	入浴が困難な方を対象に頭髪を洗います。
	衣類の着脱	利用者の好みを把握した身だしなみ、清潔保持を行います。
	体位交換	体位の転換を行います。
生 活 援 助	買い物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	ご契約者の嗜好を把握した調理を行います。
	掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。
	洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
他	日常のお世話	病院等への送迎解除、居室内外の歩行支援等

＜サービス内容の変更＞

訪問介護サービスの提供にあたっては、当日のご契約者の体調等によりサービス内容を変更することがあります。この場合、ヘルパーは契約者または介護者等の同意を得るものとします。

＜介護保険の給付対象となる指定訪問介護の利用料金＞

区分	提供時間	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身 体 介 護	昼間	1917円	192円	2865円	287円	4543円	454円	6637円	667円
	早朝・夜間	2396円	240円	3584円	358円	5678円	568円	8294円	829円
	深夜	2875円	288円	4303円	430円	6804円	680円	9961円	996円
区分	提供時間	1時間30分以上 30分ごとに加算		区分	提供時間	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満	
		料金	利用料			料金	利用料	料金	利用料
身 体 介 護		875円 を加算	88円 を加算	生 活 援 助	昼間	2094円	209円	2584円	258円
					早朝・夜間	2625円	263円	3219円	322円
					深夜	3157円	316円	3876円	388円
介護職員処遇改善加算（I）				I 介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の13.7%が加算されます。					

介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の6.3%が加算されます。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の2.4%が加算されます。			
特定事業所加算（Ⅱ）	所定の単位数に対して10%加算されます。 ※料金表は加算された金額を表示しています。			
提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	午後10時～ 午前6時

算定区分	利用料金	介護保険から給付される額	サービス利用に係る自己負担金
予防給付型訪問サービスⅠ	12212 円	10990 円	1222 円
予防給付型訪問サービスⅡ	23982 円	21583 円	2399 円
予防給付型訪問サービスⅢ	38041 円	34236 円	3805 円
生活支援型訪問サービスⅠ	2449 円 / 1 回 (月 5 回まで)	2204 円	245 円
生活支援型訪問サービスⅡ	2449 円 / 1 回 (月 10 回まで)	2204 円	245 円
生活支援型訪問サービスⅢ	2449 円 / 1 回 (月 15 回まで)	2204 円	245 円

※上記サービス利用料は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画 予防給付型訪問サービス計画 生活支援型サービス計画 に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

(実際のサービス提供時間とは異なることがあります。)

※2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合はご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金をいただきます。

(例えば、体重の重い方に対し入浴介助を行う場合等)

※病院への送迎等に要するヘルパーの交通費はご契約者負担となります。

※訪問介護サービスの利用について、介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。但し、保険対象外のサービスを希望される場合は、法定料金の全額となります。

※ご契約者が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただいた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、自己負担を除く額が介護保険から支払われます。

<介護保険給付の支給限度額の対象とならない費用>

介護職員の処遇改善のために、ご契約者にご負担いただく費用です。介護保険給付の支給限度額算定の対象にはなりません。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の13.7%が加算されます。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の6.3%が加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の2.4%が加算されます。

Ⅱ 介護保険の給付対象とならない費用

(1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。	
(2) 複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円	
(3) 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求させていただきます。 一 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km未満 500円 二 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km以上1kmごとに 100円	
(4) キャンセル料	サービスをキャンセルする場合、キャンセル通知の時間により、キャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です。
	それ以降ご連絡いただいた場合	利用予定料金（1割負担）の全額
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合はキャンセル料を請求いたしません。		

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

※月途中で要介護〔要支援〕度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※ご契約者がまだ要介護〔要支援〕認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護〔要支援〕認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変

更します。

<介護保険給付の支給限度額の対象とならない費用>

介護職員の処遇改善のためにご契約者にご負担いただく費用です。介護保険給付の支給限度額算定の対象にはなりません。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	Ⅰ 介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の 13.7%が加算されます。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の 6.3%が加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険給付対象サービス利用料金の合計額の 2.4%が加算されます。

Ⅱ 介護保険の給付対象とならない費用

（１）介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス、予防給付型訪問サービス、生活支援型サービスの利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
（２）複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円
（３）交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求させていただきます。 一 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km未満 500円 二 事業所の実施地域を越える地点から、片道5km以上1kmごとに 100円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

10. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宅宛お届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）現金支払い （イ）事業所指定口座への振り込み イ お支払いを確認しましたら、必ず領収証をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

1 1. サービスの利用についての注意事項

(1) サービスを行うホームヘルパー

サービスの提供にあたっては、当社が選任したホームヘルパーがサービスを行います。ご契約者がホームヘルパーを指名することができません。

(2) ホームヘルパーの交替

※選任されたホームヘルパーの交替を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適格と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。

又、事業所の都合によりホームヘルパーを交替することがあります。その場合、契約者及び介護者等に対してサービス上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますので予めご了承ください。

<担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について>

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 岩井 加奈子
	イ 連絡先電話番号 TEL 073-463-0621 FAX 073-463-9019
	ウ 受付日及び受付時間 受付曜日：月曜日から金曜日まで 受付時間：午前8時30分から午後5時30分まで

(3) サービス実施上の留意事項

①訪問介護サービス [予防型訪問サービス、生活支援型サービス] の実施に関する指示・命令
訪問介護サービス [予防型訪問サービス、生活支援型サービス] の実施に関する指示・命令は全て当社が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

②備品等の使用

ご契約者の住まいで、サービスを提供するために水道、ガス、電気等を使用させていただきます。又、ホームヘルパーが事務所に連絡する際、電話を使用させていただきます。尚、これらの費用はご契約者の負担となります。

1 2. 秘密の保持と個人情報について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
-------------------------	---

	この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。

13. 事故発生時の対応方法について

- 事業者は、万が一の事故発生に備えて社団法人全国訪問看護事業協会の損害賠償責任保険に加入しています。
- 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供に当たって、万一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに各関係機関に連絡すると共に、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害賠償責任保険の範囲内で損害を賠償します。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償額を減ずることができません。

14. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所	
	電話番号	携帯電話

15. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 ヘルパーステーション うさぎ お客様相談係	苦情受付担当者：岩井 加奈子 所在地 和歌山県和歌山市湊5丁目7番11号 TEL 073-463-0621 FAX 073-463-9019 受付曜日：月曜日から金曜日 受付時間：午前8時30分から午後5時30分まで
【市町村の窓口】	所在地 和歌山県和歌山市七番丁23番地

和歌山市介護保険課	TEL 073435-1190 受付曜日：平日 受付時間：午前9時から午後5時まで
【公的機関の窓口】 和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22号（日赤会館内） TEL 073-427-4665 FAX 073-427-4664 受付曜日：平日 受付時間：午前9時から午後5時まで

1.6 虐待の防止のための措置に関する事項について

事業所は、入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その事業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることとする。

事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- 3 虐待防止のための指針、マニュアルを整備する。
- 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を開催する。

上記2～4項について適切に実施するために担当者を選任する。

1.7 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1.8 身体拘束の防止について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1.9 衛生管理等

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び「指定介護予防居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35条）第8条の基準に基づき、利用者に重要事項の説明を行いました。

ヘルパーステーションうさぎ

説明者職氏名 サービス提供責任者

氏名 岩井 加奈子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス〔指定予防給付型訪問サービス、生活支援型サービス〕の提供開始に同意しました。

利用者 住所 和歌山市

氏名 印

代理人 住所

氏名 印